

京都市知的障害者学習ホームひかり学園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年1月5日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第13号

京都市知的障害者学習ホームひかり学園条例施行規則の一部を改正する規則

第1条を削る。

第2条中「第4条」を「第6条」に、「(第1号様式)」を「(別記様式)」に、「教育長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」に改め、同条を第1条とする。

第3条の見出しを「(利用の許可)」に改め、同条中「教育長」を「指定管理者」に改め、「することとしたときは京都市知的障害者学習ホームひかり学園利用許可書(第2号様式)を当該申請者又は申請団体に交付し、当該申請に係る利用を許可しないことと」を削り、「したときは」の右に「, 文書により」を加え、「当該申請者又は申請団体」を「申請者」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

第1号様式中「第2条関係」を「第1条関係」に改め、同様式注以外の部分中「京都市教育委員会教育長」を「指定管理者」に、「京都市知的障害者学習ホームひかり学園条例第4条」を「京都市知的障害者学習ホームひかり学園条例施行規則第1条」に改め、同様式を別記様式とする。

第2号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市知的障害者学習ホームひかり学園条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この規則の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、この規則による改正後の京都市知的障害者学習ホームひかり学園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 3 この規則の施行の日前に改正前の規則の規定による許可を受けたものは、改正後の規則の規定による許可を受けたものとみなす。

（教育委員会事務局指導部総合育成支援課）